



東温環 指令第08-5011003号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住 所 愛媛県東温市河之内乙 8 4 4 番地 1
氏 名 ふたば 株式会社
代表取締役 田中 眞二

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり許可する。

記

許 可 期 間 令和 8 年 6 月 1 日から令和 1 0 年 5 月 3 1 日まで

収 集 区 域 東 温 市 全 域

一般廃棄物の種類 ごみ（可燃・不燃）、粗大ごみ

業 務 内 容 収 集 ・ 運 搬（積替え、保管は除く。）

許 可 条 件 裏 面 の と お り

許可の更新又は変更の状況

- | | | | |
|------------------|--------------------|-------|-----------------|
| ・当初許可 | 平成 2 0 年 6 月 1 日 | （東温生環 | 指令第20-550796号） |
| ・更新許可（廃棄物の種類の変更） | 平成 2 1 年 7 月 1 日 | （東温市環 | 指令第20-550796号） |
| ・更新許可 | 平成 2 2 年 6 月 1 日 | （東温市環 | 指令第22-960779号） |
| ・更新許可 | 平成 2 4 年 6 月 1 日 | （東温環 | 指令第24-1380615号） |
| ・更新許可 | 平成 2 6 年 6 月 1 日 | （東温環 | 指令第26-1820631号） |
| ・更新許可 | 平成 2 8 年 5 月 2 7 日 | （東温環 | 指令第28-2270579号） |
| ・更新許可 | 平成 3 0 年 5 月 2 8 日 | （東温環 | 指令第30-4301006号） |
| ・更新許可 | 令和 2 年 5 月 2 6 日 | （東温環 | 指令第02-5011006号） |
| ・更新許可 | 令和 4 年 5 月 1 2 日 | （東温環 | 指令第04-5010006号） |
| ・更新許可 | 令和 6 年 5 月 7 日 | （東温環 | 指令第06-6010002号） |
| ・更新許可 | 令和 8 年 4 月 1 3 日 | （東温環 | 指令第08-5011003号） |

令和 8 年 4 月 1 3 日
東温市長 加藤 章 印



東温市一般廃棄物収集運搬業許可条件

1 関係法令等の遵守

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令、同法施行規則、東温市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行規則並びにその他関係法令を遵守すること。
- (2) 事業主は、前項関係法令等に違反しないよう従業員を常に監督指導し、資質の向上を図るよう努めなければならない。

2 廃棄物の範囲

この許可条件にいう一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物で、し尿及び浄化槽汚泥を除いたもの（以下「廃棄物」という。）をいう。

3 分別、再資源化

一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた者（以下「業者」という。）は、廃棄物の取扱いにおいて分別する等適切な措置を講ずるとともに、できる限り再資源化及び減量化を図るよう努めなければならない。

4 廃棄物の収集、運搬及び処分

- (1) 廃棄物の収集及び運搬は、本市の許可を受けた車両（以下「車両」という。）以外のものを使用してはならない。
- (2) 収集及び運搬する廃棄物は、本市内において排出された廃棄物であること。
- (3) 収集した廃棄物は、再利用に供することが確実であると認められる者に引き渡す場合のほか、次の各号のいずれかにより処分しなければならない。
 - ① 可燃ごみについては、東温市リサイクルセンターで計量した後、松山市南クリーンセンターへ搬入すること。
 - ② 可燃ごみ以外については、市の指定する市内民間最終処分場（市許可施設）に搬入し、処分を依頼すること。
 - ③ その他法令の規定に適合する処理施設に搬入し、その管理者に処分を依頼すること。
- (4) 市の処理施設に搬入してはならない。
- (5) ごみ集積場の廃棄物を収集してはならない。
- (6) 収集した廃棄物をごみ集積場に投棄してはならない。

5 車両及び機材の管理

- (1) 車両及び機材は、常に点検整備しなければならない。
- (2) 車両は、日々洗車に努め、清潔の保持に留意しなければならない。
- (3) 車両は、市長が承認した場所において管理し、周囲に迷惑を及ぼさないようにしなければならない。

6 交通事故等の報告

業務中の交通事故等の事故あるときは、速やかに報告しなければならない。

7 一般廃棄物処理実績の報告

毎年1回、翌年度の5月末日までに、前年度に係る一般廃棄物処理実績について報告書を提出しなければならない。

8 帳簿記載及び報告等

- (1) 業者は、事業場ごとに帳簿を備え、廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載しなければならない。
- (2) 帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間保存すること。
- (3) 廃棄物の処理に関する事項その他必要資料等について、市長が報告を求めるときは、これに応じなければならない。

9 処理手数料

処理手数料を受領したときは、領収書を発行しなければならない。

10 許可事項の変更の届出

一般廃棄物収集運搬業許可申請書に記載した事項（業者名、所在地、車両、役員等）に変更を生じたときは、直ちにその事由を付し、市長に届け出て承認を受けなければならない。

11 許可証の譲渡禁止等

- (1) 一般廃棄物収集運搬業許可証は、事業場等の見えやすい場所等に常に掲示しなければならない。
- (2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

12 許可証の返納

許可証は、次の各号に該当するときは、直ちに返納しなければならない。

- (1) 許可証が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 業務の停止を命じられたとき。
- (4) 休業又は廃業したとき。

13 誓約書

業者は、以上の諸条件を遵守するため、誓約書を提出しなければならない。

14 許可の取消し又は業務の停止

業者が関係法令及び許可基準並びに前記の許可条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったときは、市長は本許可を取り消し、又は期間を定めて業務の一部若しくは全部の停止を命じることがある。

15 その他

この許可条件に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。